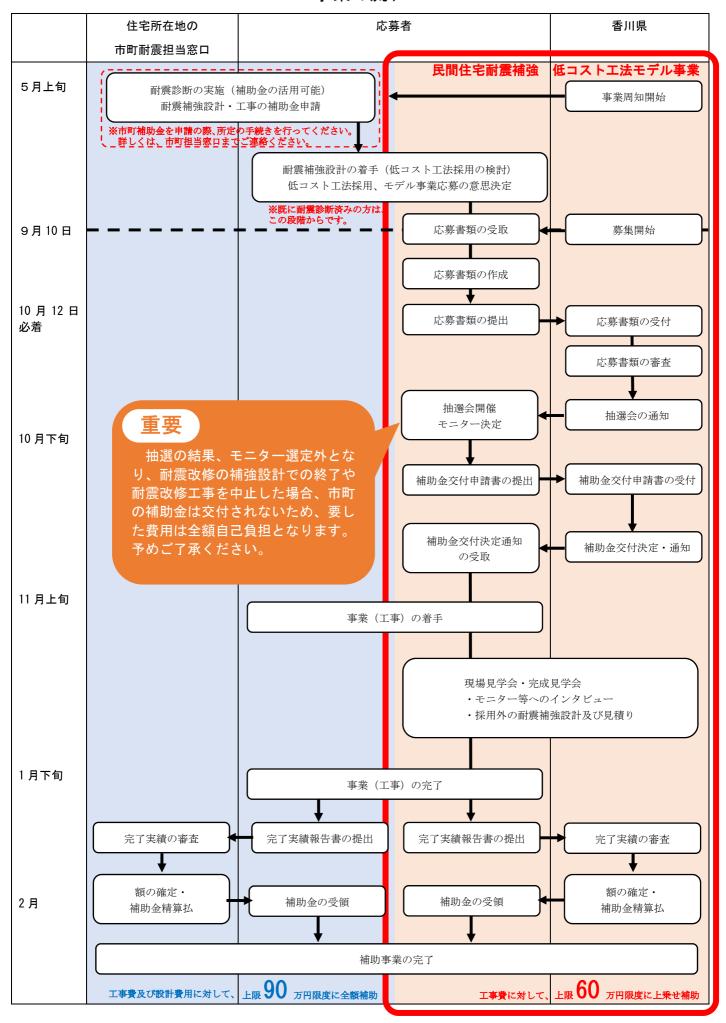
平成30年度 民間住宅耐震補強 低コストエ法モデル事業 募集要領

平成30年5月



事業の流れ



目次

1	事業	の趣旨	1
2	補助	の内容	1
	(1)	モニター数	1
	(2)	補助金額	1
3	募集	期間	2
4	応募	の条件	2
	(1)	対象者の条件	2
	(2)	住宅の条件	2
	(3)	その他の条件	3
5	補助	対象工事費	6
6	応募	の手続き	6
	(1)	募集要領の配布及び応募書類の受付	6
	(2)	応募書類	8
	(3)	応募書類の返却	8
	(4)	その他	8
8	質問	の受付	9
	(1)	受付期間	9
	(2)	提出方法	9
9	選定	の方法	9
	(1)	選定方法	9
	(2)	選定の対象からの除外	9
10	その	他の留意事項1	0
11	問い	合わせ先1	0
応	募様式	·	.1
	第1号	様式1	2
	第2号	様式1	.3
	第3号	様式1	4
	第4号	様式1	5
	第5号	様式1	6
	第6号	様式1	7
	第7号	様式 1	8

1 事業の趣旨

近い将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震による個人住宅の倒壊等の被害から、県民の生命、身体及び財産を守るため、県では平成23年度から、市町と連携して民間住宅耐震対策支援事業を創設し、住宅の耐震化の促進を図ってきました。

また近年では、従来の耐震改修工事に比べ、より短期間で安価に耐震化を図ることができる「低コスト工法*」が開発され、同工法を用いた施工実績が増加しています。

県では、今後、より一層耐震化の促進を図るため、「低コスト工法」のメリットや工事 の流れを分かりやすく説明する広報活動に取り組むこととしました。

そこで、低コスト工法により耐震改修工事に取り組む方のうち、現場見学会やインタビュー等に協力し、写真や動画を県のホームページをはじめとする広報活動に利用することに承諾をいただけるモニターを募集します。

※ 低コスト工法とは、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が発行する「木造住 宅低コスト耐震補強の手引き」に掲載されている工法のうち、評価番号がAから始まる 工法であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法のことを指します。

低コスト工法に関する資料 http://www.aichi-gensai.jp/guidebook.html

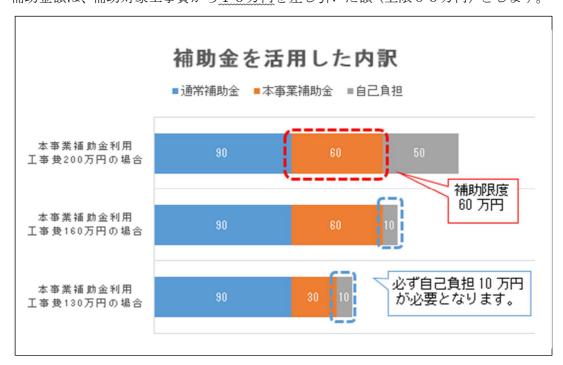
2 補助の内容

(1) モニター数

1名

(2)補助金額

補助金額は、補助対象工事費から10万円を差し引いた額(上限60万円)とします。



3 募集期間

平成30年9月10日(月)~平成30年10月12日(金)

4 応募の条件

本事業に応募するためには、以下の(1)から(3)の各号の条件を全て満足する必要があります。

(1)対象者の条件

応募時点において、以下の条件を満足するものとします。

- ア 当該住宅の所有者又は3親等以内の親族であること。
- イ 当該住宅を主たる居住の場として利用しており、耐震改修工事後も継続して居住 する予定であること。
- ウ 県税の滞納がないこと。
- エ 本事業に係る取材等に協力いただき、写真や動画を県のホームページをはじめと する広報活動に利用することに承諾をいただけること。(日程等については、事前に 調整させていただきます。)

本事業に係る取材及び広報の方法

取材対象者	取材の時期	取材の方法	広報の方法
モニター本人	• 現場見学会開催時(工	取材対象者への	・県の専用ホームページ
及び当該住宅	事中、完成後の2回)	インタビューの	への掲載
の耐震改修工	・上記以外で、工事の各	状況や工事中、	・広報用冊子の作成、配布
事に係る設計	工程が確認できる適	完成後の当該住	・県が開催する講習会等
者及び施工者	当な時期	宅の動画・静止	での動画上映等
	(日程は事前に調整さ	画の撮影	
	せていただきます。)		

※動画、静止画を広報に活用する際には、取材対象者の氏名、会社名を掲載する予定です。

※個人情報の取扱いについて

本事業で収集した個人情報は、あらかじめ明示した本事業の趣旨の範囲内で利用します。個人情報の収集目的を超えた利用及び第三者への提供は、香川県個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

(2) 住宅の条件

応募時点において、以下の条件を満足するものとします。

- ア 県内に存する昭和56年5月31日以前に着工した木造(在来軸組工法)の住宅であること。
- イ 建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないこと

など重大な違反がないこと。

(3) その他の条件

①当該住宅が存する市町の民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱に基づき、耐 震改修工事(上部構造評点を1.0以上とするものに限る。)の補助申請を事前に行 い、交付決定を受けていること。

②補強設計実施者

- 一級・二級・木造建築士のいずれかの資格を有し、かつ、香川県が開催した技術者 向けの講習会の内、次の低コスト工法に係る講習会に1回以上参加していること。
- ・平成26年度第2回木造住宅耐震対策講習会(技術者向け)(H27. 2.24)
- ・平成28年度第2回木造住宅耐震対策講習会(技術者向け)(H28.11.11)
- ・平成29年度第3回木造住宅耐震対策講習会(技術者向け)(H30. 2. 1)
- ・平成30年度第1回木造住宅耐震対策講習会(技術者向け)

(H30.7.20開催予定)

③耐震補強設計

- ・耐震補強設計について、以下のi)、ii)のいずれかを採用すること。
 - i) 一般診断法*1、精算法*2、偏心率*2、N値計算*2の全ての計算
 - ii)精密診断法*1、N値計算の両方の計算
- ・低コスト工法*3の採用工法(1 P中段の『評価番号』の種類)が2種類以上であること。

④補強箇所及びその割合

低コスト工法による壁補強箇所数が5箇所以上かつ全壁補強箇所数に占める低コスト工法による壁補強箇所数の割合が50パーセント以上であること。

⑤工期

耐震改修工事やその他工事(リフォーム工事等)のすべての工事に係る工期が60 日以内であること。

⑥耐震改修工事施工者

平成27年4月1日以降に、県内において、木造(在来軸組工法に限る)住宅の新築工事又は住宅の耐震改修工事(民間住宅耐震対策支援事業を活用したものに限る)の施工実績があること。

⑦低コスト工法の効果を説明する資料の提出

応募時に、実際に採用した設計、工事の内容に関する書類として、以下の書類を提出すること。

採用した内容	提出資料 (応募時)
「低コスト工法」を採	・③の耐震補強設計により設計した計算過程と設計図
用した補強設計	・上記設計による耐震改修工事の見積書

また、<u>モニターに決定した方は、コストを比較する資料として、以下の書類を追加</u>で提出すること。

比較する内容	追加提出資料 (モニター決定後)
「低コスト工法」を採	・「一般診断法」により設計した計算過程と設計図
用した補強設計	・上記設計による耐震改修工事の見積書
「在来工法*4」を採用	・「一般診断法」により設計した計算過程と設計図
した補強設計	・上記設計による耐震改修工事の見積書

- ※1 「一般診断法、精密診断法」とは、一般財団法人 日本建築防災協が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法—木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)—」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に示される木造住宅の耐震性を検証する診断方法であり、耐震改修工事の補強計画を検証する設計方法です。
- ※2 「精算法、偏心率、N値計算」とは、※1の計算過程に採用する計算方法の1つです。
- ※3 「低コスト工法」とは、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が発行する「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に掲載されている工法のうち、評価番号がAから始まる工法であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法のことを指します。評価番号は、冊子をご参照ください。

低コスト工法に関する資料 http://www.aichi-gensai.jp/guidebook.html

※4 「在来工法」とは、一般財団法人 日本建築防災協が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)―」又は「2012年 改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている壁補強工法のことを指します。

5 補助対象工事費

- ア 補助対象工事費とは、本事業の補助金の交付対象(市町の民間住宅耐震対策支援事業 費補助金交付要綱に基づく交付額を除く)となる費用です。
- イ 耐震改修工事費に係る経費とその他工事(リフォーム工事等)に係る経費がそれぞれ 確認できるように、見積書の項目を区別してください。

6 応募の手続き

本事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。

「4 応募の条件」を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

「ウ 提出場所」で配布するほか、住宅課の専用サイト (https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/info74.html) から ダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)



イ 受付期間

平成30年9月10日(月)から平成30年10月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※ 応募に先立ち、書類の内容を確認する「仮受付」を9月28日(金)まで受け付けますので、できるだけこの日までに書類の提出をお願いします。書類の審査には一定の期間を要するため、「仮受付」を行わず、受付期間の締切間際で提出された場合は、書類の不備により、公開抽選に参加できない場合がありますので、予めご了承ください。

(審査期間は、1週間を見込んでおり、受付したものから審査します。)

<応募書類提出スケジュールのイメージ>



ウ 提出場所

香川県土木部住宅課住生活企画グループ

所 在 地:香川県高松市番町四丁目1番10号 東館7階

電話番号:087-832-3584

エ 提出方法

「ウ 提出場所」まで<u>必ず応募者本人が持参ください。</u>

※ 窓口では本人確認を行いますので、本人であることを証するもの(運転免許証、 運転経歴証明書、各種保険証のいずれか)をご提示ください。

(平成30年10月12日(金)午後5時必着)

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募する際、下表の書類番号 1 から 13 を提出してください。なお、書類番号 14 は、必要に応じて、添付してください。

1 李石	铁十	
書類	様式	書類名称
番号	番号	目冰小小小
1	第1号	応募申込書
2		県税の完納証明書
3		市町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付申請書の写し
4		市町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定を証する書類の写し
5		市町民間住宅耐震対策支援事業 耐震診断報告書の写し
6		既存住宅耐震改修工事に係る4(3)③の設計方法を用いた補強設計図書
		(1)配置図、各階平面図
		(耐震改修工事の施工箇所と採用工法を示したもの)
		(2) 補強設計時の構造評価がわかる計算書
		(耐震診断実施者が行ったもの)
7		補強設計図書に係る見積書
		※耐震改修工事費とその他工事(リフォーム工事等)を明確に区別するこ
		と。
8	第2号	現地状況写真(外観および内観)
9	第3号	施工計画書
10	第4号	耐震診断及び耐震補強設計の上部構造評点表
11	第5号	低コスト工法採用概要書
12	第6号	耐震診断実施者及び耐震改修工事施工者 実績確認書
13		付近見取図
14	第7号	質問書

(3) 応募書類の返却

提出された応募書類は返却できませんので、予めご了承ください。

なお、応募書類は本事業に係るモニター選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

- ア 応募書類の提出に際しては、A4ファイルに綴って提出してください。
- イ 表紙及び背表紙には本事業名と応募者名を記入してください。

8 質問の受付

(1)受付期間

平成30年5月1日(火)から8月31日(金)まで

(2)提出方法

様式第7号に記入の上、郵送、FAX若しくは電子メールで送付してください。

(アドレス: jutaku@pref. kagawa. lg. jp)

なお、電子メールの件名は「【質問:民間住宅耐震補強低コスト工法モデル事業】」としてください。なお、送付に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

ア FAX又は電子メールで質問を送信された方は、送信した旨を住宅課まで電話でご 連絡ください。(誤信などによる未着を防止するためです。)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 質問への回答の掲載は、住宅課専用サイトに随時掲載します。(9月15日までには、 全ての回答を掲載します。)

(https://jutakutaishin.pref.kagawa.lg.jp/kjs/info74.html) に掲示し、個別には回答しません。

9 選定の方法

(1)選定方法

下記の方法により、応募の条件を満たす応募者の中から公開抽選により、モニターを選定します。

ア 提出いただいた書類を審査し、応募の条件を満たしている方には公開抽選の詳細について、応募の条件に満たしていなかった方には、その旨を郵便にて通知します。 イ 公開抽選は、平成30年10月下旬に実施します。

(2)選定の対象からの除外

次のいずれに該当する場合は、選定の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出書類に要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合
- ウ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

10 その他の留意事項

- ア 同一の内容で、国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている事業の応募は 認めません。
- イ 採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ウ 応募書類の提出後において、原則として応募書類に記載されたいかなる内容の変 更も認めません。
- エ この募集要領および応募様式に示された事項を遵守していないと判断した場合は、 採択の取消しや補助金返還の請求を行うことがあります。

11 問い合わせ先

香川県土木部住宅課 住生活企画グループ

所 在 地:香川県高松市番町四丁目1番10号 東館7階

電話番号: 087-832-3584 FAX番号: 087-806-0239

E-mail: jutaku@pref.kagawa.lg.jp

応募様式

第1号様式

香川県知事 殿

年<mark>月</mark>日

印

民間住宅耐震補強低コスト工法モデル事業の応募に関する 応募申込書

応募者の住所 応募者の氏名

民間住宅耐震補強低コスト工法モデル事業の募集要領に記載された事項の一切を遵守することを誓約し、本事業について応募します。

・・・この色の範囲に、記入してください。

※

第2号様式

現地状況写真

外観写真(住宅の全体がわかる写真:1枚以上)	内観写真(代表的な室内の写真:1枚以上)

※ ・・・この色の範囲に、添付してください。

第3号様式

施工計画書

			月	11月					12月				1月				
			週	1 週	2週	3週	4週	5週	1週	2週	3週	4 週	1 週	2週	3 週	4週	5週
			日	10/28 ~	11/4 ~	11/11 ~	11/18 ~	11/25 ~	12/2 ~	12/9 ~	12/16 ~	12/23 ~	12/30 ~	1/6 ~	1/13 ~	1/20 ~	1/27 ~
				11/3	11/10	11/17	11/24	12/1	12/8	12/15	12/22	12/29	1/5	1/12	1/19	1/26	2/2
工事施工		ケ月				•											
期間の合計		週間	引														
養生																	
解体																	
金物取付																	
面材取付																	
仕上げ																	
清掃																	
断熱工事																	
バリアフ	リー化																

※工事を施工する週に全て●を記載してください。

※赤枠の範囲内 に、見学会の想定時期(工事途中と工事完了の計2回)に★を記載してください。

※見学会を実施する「工事途中」の目安時期は、壁補強の施行中とします。(例)低コスト工法のアルミアングルを柱材に固定後

※工種が多い場合は行を追加してください。

※・・・この色の範囲に、記入してください。

第4号様式

耐震診断及び耐震補強設計の上部構造評点表

	工事費(万円)	上部構造評点			採用詞	†算法		
耐震診断	_	(例) 0. 45	一般診断法		四分割法		精算法無	N 値計算無
					偏心率		精算法	N 値計算
			精密診断法	_	_	_	_	N 値計算無
								N 値計算
耐震補強設計	(例) 200	(例) 1. 04	一般診断法		偏心率		精算法	N 値計算
			精密診断法		 N 値計算			

※該当する採用計算方法の欄にチェック(■又は✔)を入れてください。

※・・・この色の範囲に、記入してください。

第5号様式

低コスト工法採用概要書

採用工法概要 (壁補強工事)

工法	補強種別※	箇所数	備考
低コスト工法	(記載例) A-365	2	※補強種別欄は、
	1		Aから始まる評
	2		価番号を記入し
	3		てください。
	4		※複数の種類を採
	(5)		用している場合
	6		は、全て記入し
	7		てください。
	低コスト工法補強箇所数 合計		
在来工法	(記載例) 筋交い 45*90 BP-2	1	※複数の種類を採
			用している場合
	2		は、全て記入し
	3		てください。
	4		
	⑤		
	在来工法補強箇所数 合計		
その他工法	(記載例)●●パネル工法	1	※複数の種類を採
			用している場合
	2		は、全て記入し
	3		てください。
	4		
	5		
	その他工法補強箇所数 合計		

- ※ 「低コスト工法」とは、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が発行する「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に掲載されている工法のうち、評価番号がAから始まる 工法であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法のことを指します。
- ※ 「在来工法」とは、一般財団法人 日本建築防災協が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)―」または「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている壁補強工法のことを指します。
- ※ 「その他工法」とは、上記以外の工法を指します。
- ※ ・・・この色の範囲に、記入してください。

第6号様式

耐震診断実施者及び耐震改修工事施工者 実績確認書

応募者	
耐震診断実施者	
耐震改修工事施工者	

耐震診断実施者

チェック欄	講習名	開催日	受講番号
	平成26年度第2回 木造住宅耐震対策講習会	平成27年 2月24日(火)	
	平成28年度第2回 木造住宅耐震対策講習会	平成28年11月11日(金)	
	平成29年度第3回 木造住宅耐震対策講習会	平成30年 2月 1日(木)	
	平成30年度第1回 木造住宅耐震対策講習会	平成30年 7月20日(金)	

[※]受講したる講習にチェック(■又は✔)を入れてください。

耐震改修工事施工者

●木造住宅の新築工事実績

市町名	住所

[※]都市計画区域内の場合は、建築基準法第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しを添付してください。

●木造住宅の耐震改修工事実績

市町名	工事実績内容が確認できる市町交付決定番号及び年月日		

** ・・・この色の範囲に、記入してください。

[※]都市計画区域外の場合は、工事請負契約書の写し及び完成写真を添付してください。

第7号様式

香川県土木部住宅課住生活企画グループ 宛て

電話番号: 087-832-3584
FAX番号: 087-806-0239
E-mail: jutaku@pref. kagawa. lg. jp

質 問 書

住 所	
氏名又は称号	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

民間住宅耐震補強低コスト工法モデル事業に関し、次の事項について質問します。

質問 番号	募集要項 のページ	募集要項の 具体的内容	質問事項

※ ・・・この色の範囲に、記入してください。